

# ニューディール政策と労働運動

松井七郎

- 一 はしがき
- 二 労働運動の背景としての二十年代
- 三 恐慌と失業者の組織運動
- 四 ニューディール前期の労働運動
- 五 ニューディール後期の労働運動
- 六 労働運動の性格の変化
- 七 むすび

## 一 はしがき

ニューディール政策の特徴は、経済活動に対する国家の介入が拡大されたことである。労働組合を強化して労使の交渉力の均衡を図り、最低賃金、最高労働時間などの労働基準を設け、失業時間や老後の生活を保障する社会保障法

を制定するなどの一連の労働政策は、いずれも労働者の購買力を増大して景気を回復することを目標としたものであった。ここでは、この時期における労働組合法と労働運動との相関関係を中心に分析するが、とくにワグナー法制定以後、組合の組織問題から組合が分裂し、その後この分裂したAFLとCIOの両組合がどのように発展したか、とくに組合運動のフロンティアであった大量生産工業における組合運動が労働者の意識、組合組織、組合の政治活動など、労働運動全般にどのような変化をもたらしたかという問題を中心に、ニューディール政策の労働運動に対する影響を検討したいと思う。

## 二 労働運動の背景としての二十年代

### 一 反組合政策とオープン・ショップ運動

二十年代のアメリカ経済がそのなだらかな景気の上昇過程をたどったのに対して、組合運動は衰退の一路を進んだが、それは経営者が反組合政策としてとったオープン・ショップ運動の影響によるものである。この運動は一名アメリカン・プランとも呼ばれ、全米製造業者協会などが中心となり、全国各地に支部組織を作って活発に行なわれたが、その根本理念は、組合の締結する労働協約が、個々の労働者と経営者との契約の自由を侵害し、アメリカの伝統的自由の精神に反するという<sup>(1)</sup>にあり、したがって、組合の団交や協約に反対することを、その運動の方針とした。

経営者が労働組合の組織化をさまたげるために常用した戦術は、スパイ、ブラックリスト、黄犬契約などであった。また罷業を破るために罷業破りを使用したり、裁判所の差止命令を乱用したりもした。この時代にはスパイや罷業破りを供給する多くの探偵会社が存在し、企業が莫大な資金をこれらの探偵会社に支払って、組合の運動を妨害してい

た事実が、ラフォレット委員会の調査で明らかにされた。<sup>(2)</sup>

## 二 温情資本主義の人事管理政策

従来、アメリカの企業では、職長が従業員の採用や解雇の全権をもっていたが、この制度には労務管理の面で弊害があったので、この時代に企業が人事部を設けるようになり、人事管理が合理化され近代化された。<sup>(3)</sup> この人事部が設けられた理由のひとつは、戦後急激に増加した労働移動の防止対策であった。<sup>(4)</sup> 温情資本主義政策のねらいは、企業自体が積極的に従業員の福利厚生施設を改善し、企業への忠誠心を強化することにより、かれらの組合加入を防止しようとするにあった。

その手段として採用されたものが、いわゆる御用組合の組織である。<sup>(6)</sup> 御用組合は産業民主主義、職場協議会、従業員代表制など種々の組織形態をとったが、組合の経費を経営者が全額負担し、職場における生産や労働条件については協議を認めるが、労働者にとって最も重要な賃金や労働時間に関しては、組合に交渉権を認めないのが原則であった。いうまでもなく、御用組合は経営者が一般労働組合の組織を防止するための防衛手段であって、その急激な発展が、この時代の組合運動を衰退させた最も大きな原因であった。<sup>(7)</sup>

また、経営者は温情資本主義政策として、利潤分配制度、従業員持株制度、各種の団体保険制度、無料診断制度、養老年金制度、給食施設、スポーツや文化団体、その他リクリエーションなど、多様なプログラムを設けて、従業員が組合に加盟しなくても、組合員以上の充実した経済生活を保障することにとめたのである。<sup>(8)</sup>

## 三 労使協調制度

このように新しい人事管理制度のもとで、御用組合が生産性の向上に協力したのはいうまでもないが、グリーンが

AFLの会長に就任してからは、労働組合でも労使協調的態度をとった。その最も有名なものは、バルチモア・オハイオ鉄道会社と国際機械工組合との協定したB&Oプランであるが、その他の産業とくに合同被服労働組合と経営者との間には、多数の労使協調制度が設けられた。<sup>(9)</sup>

組合が労使協調主義を採用するようになったことには、ふたつの理由があった。そのひとつは、科学的工場管理に対する労使の態度の変化によるものであった。すなわち、テーラーによって主唱された科学的工場管理は、その当初、一部の経営者によって、労働を強化し利潤を増大するための手段として悪用されたので、AFLはこれに対して反対闘争をしてきたが、その後経営者も反省し、組合もまた生産性の向上が賃金引上げの前提条件であることを認識するようになり、以前の反対的態度を変更するようになり、そのような情勢の変化が、労使協調の基礎をなしたのである。もうひとつの理由は、組合の経営者に対する協力的態度が、経営者の反組合的態度を友好的に変えさせ、組合運動の促進に役立てることができると、組合側が考えるようになったことである。<sup>(10)</sup>

#### 四 左翼組合運動

一九一九年に結成されたアメリカ共産党の政策は、フォースターの組織した労働組合教育連盟<sup>(11)</sup>(Trade Union Education League)を中心に既存の組合にフラクシオン活動を展開し、内部を攪乱することによってこれを共産化することであった。しかし、この政策は、組合の基礎が強固であったため、成功しなかった。そこで共産党は、一九二八年から政策を転換し、労働組合統一連盟<sup>(12)</sup>(Trade Union Unity League)を中心に純然たる共産党系の対立組合を組織して、外部から既存の組合に挑戦した。たとえば全国炭鉱組合、全国繊維労働組合、国際裁縫労働組合のごときは、いずれも共産党系の対立組合であった。しかし、どの産業でも、既存の組合が強力であったので、共産党系の組合はさほど

発展しなかつた。<sup>(13)</sup>

他方、労働教育に関心をもつ A F L 系の組合と独立組合が一九二一年に労働教育協会を結成し、これと平行して指導者を養成するためにニューヨークのカトナにブルックウッド労働大学を設立した。その後 A F L は労働教育協会を監督するために特別委員会を設けたので、同協会は実質的に A F L の教育部となつた。<sup>(14)</sup>ところが、ブルックウッド労働大学の中心人物であるマスター学長は、労働出版協会 (Labor Publication Society) を組織していたが、その運動の指導方針がしだいに左傾していったので、A F L は同大学との関係を断つた。そこでマスターは、A F L の進歩的分子とはかり、進歩的労働行動協議会 (Conference for Progressive Labor Action) を組織して、A F L の改革運動に乗り出した。この協議会は、組合指導者の汚職反対闘争を展開し、州並びに、連邦政府に対する失業保険法の原案を起草して世論を喚起するなどの点で、労働運動に貢献したが、その後マスター一派の指導方針はさらに左傾し、進歩的労働行動協議会を解散し、<sup>(15)</sup>資本主義体制の変革を目的とするアメリカ労働者党を結成するにいたつた。

#### 五 労働者の所得水準と組合運動

二十年代は技術革新が進み、生産性の急激な上昇にもなつて、物価とくに農産物価が低落し、そのために実質賃金は著しく上昇した。<sup>(16)</sup>二十年代はまた消費革命の時代でもあつて、賦払制度の発達とともに自動車、電気冷蔵庫、電気洗たく機、電気掃除機、ラジオなどの耐久消費財が、労働者階級の間にも普及するようになった。とくに自家用車をもつことが盛んになつて、労働者階級の郊外住宅地への移動が盛んに行なわれた。<sup>(17)</sup>労働者階級は所得水準の上昇とともに、自己の消費生活に興味を集中し、経営者の温情主義の福利厚生運動とあいまって、組合運動に対する興味を失うようになつた。<sup>(18)</sup>

他方、技術革新の進行にともない、技術的失業者の数は経済の好況にもかかわらず漸次増加し、<sup>(19)</sup> 恐慌直前すでに二百万を超えていた。そのために、組織労働者の数は第一次大戦後の最高五〇〇万から一〇〇万以上の減少をみたが、この間に総労働人口は逆に増加したから、組合の組織率は著しく低下した。<sup>(20)</sup>

- (1) I. Bernstein, *A History of the American Worker, 1920—1933, The Lean Years, 1960*, pp. 154-157.
- (2) La Follette Committee の調査によれば、一九三三年から一九三七年までの三、七八一の探偵会社が九三三の組合にメンバーを提供し、組合組織の防止、罷業破りのため、機関銃、催涙弾、手りゅう弾などを供給し、産業界はこのため年間八〇〇〇万弗を支出した。
- J. G. Rayback, *A History of American Labor, 1961*, pp. 343-344; F. R. Dulles, *Labor in America, A History, 1949*, p. 277.
- (3) I. Bernstein, *op. cit.*, pp. 176-177.
- (4) R. C. Whelock, "Industrial Management's Policies Toward Unionism", M. Derber and E. Youngs, ed., *Labor and the New Deal, 1957*, p. 284.
- (5) I. Bernstein, *op. cit.*, p. 181.
- (6) 雇用組合の成長を促す U. S. Bureau of Labor Statistics, *Characteristics of Company Unions, 1935*, Bulletin No. 634; R. W. Dunn, *Company Union, 1927*. 参考参照。
- (7) R. R. R. Brooks, *When Labor Organizes, 1937*, p. 90.
- (8) *Ibid.*, pp. 85-89; I. Bernstein, *op. cit.*, pp. 181-183.
- (9) I. Bernstein, *op. cit.*, pp. 97-99; C. S. Golden and H. J. Rutenberg, *The Dynamics of Industrial Democracy, 1942*. 参照。
- (10) J. H. Rayback, *op. cit.*, pp. 306-307.
- (11) 一九一九年 W. Z. Foster が共産党の組合に対する前衛組織として結成した。F. R. Dulles, *op. cit.*, p. 317.
- (12) Trade Union Unity League は一九二八年にノオスターが組織した。M. M. Kampelman, *The Communist Party vs. The C. I. O., A Study in Power Politics, 1957*, pp. 9-10.

- (3) H. A. Mills and R. E. Montgomery, *Organized Labor*, Vol. III, *The Economics of Labor*, 1945, pp. 178-181.
- (4) *Ibid.*, pp. 325-327.
- (5) J. D. Morris, *Conflict within the AFL, A Study of Craft Versus Industrial Unionism, 1901-1928*, 1958, pp. 125-135.
- (6) グラースの研究に於ては、一九一四年と一九二六年の期間、実質賃金は三〇パーセント上昇した。P. H. Douglas, *Real Wages in the U. S., 1890-1926*, 1930, pp. 246-247.
- (7) M. R. Clark and S. F. Simon, *The Labor Movement in America*, 1938, p. 114; B. Mitchell, *Depression Decade, From New Era Through New Deal, 1929-1941*, Vol. IX, *The Economic History of the U. S.*, p. 269.
- (8) I. Bernstein, *op. cit.*, pp. 87-90.
- (9) L. Wolman, "Labor", Chap. VI, Vol. II, *Recent Economic Changes in the U. S.*, Report of the Committee on Recent Economic Changes of the President's Conference on Unemployment, 1929, p. 467.
- (10) AFLの会員が一九二〇年の四〇九万三〇〇〇人から一九二九年の二七六万九〇〇〇人に減少した。L. Wolman, *Ibid.*, *and Flow in Trade Unionism*, 1936, pp. 138-139. 組織労働者総数は一九二〇年の五一万八〇〇〇人から一九二七年の三九〇万三八〇〇人に減少した。従って約一〇〇万人の組合員は独立組合に所属したことになる。L. Wolman, *Recent Economic Changes*, *op. cit.*, p. 480.

### 三 恐慌と失業者の組織

#### 一 失業者協議会

恐慌の深刻化とともに失業者は急激に増加した。最初は地方自治団体や慈善事業団体などが失業者を救済していたが、失業者の急増にともない、これらの機関での救済は資金的に行きつまった。そこで社会主義者や共産主義者が失業者の組織運動に乗り出したが、この失業者協議会<sup>(1)</sup> (Unemployed Councils) は共産党が組織した団体であつて、これ

が社会の注目をひくようになったのは、ニューヨーク、シカゴ、ロサンゼルスなどの各都市で、失業者のデモ行進を組織しただけでなく、一九三一年十二月には全国から一二〇〇名が参加して、ワシントンで飢餓行進を行ってからである。これに対しシカゴでは反共的立場から、社会党や産業民主主義連盟がシカゴ失業労働者委員会 (Chicago Workers' Committee on Unemployment) を組織したが、一、二年の間に支部が六十以上もできた。

## 二 全国失業者連盟

マステーが一九二九年に進歩的労働行動協議会を組織したことはすでにみたとおりであるが、そのおもな目的は社会主義的啓蒙運動であった。しかし、失業者の増加とともに、協議会は地方の都市や農村の失業者を糾合して、全国失業者連盟 (National Unemployed League) を組織し、庶民復業庁 (Civil Works Administration) の事業に雇用される失業者を代表して団体交渉を行なうなど、失業者の組織化と地位の向上に尽力したのであった。

## 三 アメリカ労働者同盟

一九三五年三月、一部社会主義者の主唱で全国の失業者団体の代表者が集まって組織したのがこのアメリカ労働者同盟 (The Workers Alliance of America) であつたが、共産系の失業者協議会及び社会主義系の全国失業者連盟を排除するために、すでに全国的組織をもっている団体は加盟を認めないという規約を設けた。同盟への加入者は全国で六十万を数え、失業者の利益代表として重要な役割を果すようになった。その後、共産党が共同戦線をはることに政策を変更し、失業者協議会が同盟に加入したのにもない、全国失業者連盟も同盟へ加入が認められた。同盟は失業対策事業庁 (Works Progress Administration) と交渉して、失業者の最低生活の確保に努力した。しかし、その後、共産党が同盟の指導権を握るようになってからは内紛が絶えず、地方の支部では分裂したところもあるが、全国的な組織



としては第二次大戦まで存続した。

AFLは、同盟の組合員が、AFLの労働条件以下で失業対策事業に従事していることに強い不満をもっていたが、同盟はAFLと競合的な活動をしないということで、両者の間にはある程度の了解があった。同盟は各地で、AFLやCIOの支部組合と協力し、組合の組織運動と協力関係を維持するように努めた。

#### 四 失業者組織運動の意義

共産党及び社会主義政党など左翼のインテリゲンチアは、失業者を啓蒙することにより、組合運動の指導者や筋金入りの組合員を養成しようというので、失業者の組織化にのり出した。かれらは、まず失業者に仕事を与えるような政治的・経済的プログラムを推進し、失業者がしだいに左翼のプログラムに共鳴するように導いたのであった。かれらは失業者の生活を保障するために、政府機関と熱心に交渉した。また、失業者を組合の組織運動、罷業中のピケ、罷業破りの阻止などに使用し、組合運動にたずさわらせることによって、組合への加入がみずからの政治的・経済的問題を解決する唯一の方法であることを認識させようと努力した。このようにして、失業中に組合運動の訓練を受けたものうち、ニューデイル政策のもとにおける労働組合運動、とくにCIOの組織運動に、重要な役割を果たす者を多く輩出した。その意味で、失業者の組織運動は重要な意義をもった。<sup>(4)</sup>

- (1) B. Karsh and P. L. Garman, "The Impact of the Political Left", M. Derber and E. Young, ed., *Labor and the New Deal*, pp. 86-90.
- (2) *Ibid.*, pp. 90-92.
- (3) *Ibid.*, pp. 93-95.
- (4) *Ibid.*, pp. 95-97.

#### 四 ニューディール前期の労働運動

##### 一 ノーリス・ラガーディア法

二十年代には労働者が組合に加入しないことを雇用の条件とする黄犬契約が、一般に行なわれていたので、組合の組織運動を著しく妨害した。また、たとい組合が組織されている場合でも、罷業が発生すると、経営者は裁判所に差止命令を申請して、罷業を破ることを常とした。したがって、黄犬契約と差止命令が禁止されなければ、組合運動の発展は期待できない状態であった。<sup>(1)</sup>一九三二年に制定されたノーリス・ラガーディア法 (Norris-LaGuardia Act of 1932) は、黄犬契約と差止命令を禁止することにより、その後の労働運動に新しい進路を用意した。それはフーバー大統領の時代に制定されたけれども、立法の性格からみて、鉄道労働法と同じく、ニューディール労働保護立法の先行範疇をなすものである。<sup>(2)</sup>

##### 二 全国産業復興法の第七条(a)項

全国産業復興法 (National Industrial Recovery Act) は、ニューディールの最も重要な立法のひとつであるが、その第七条(a)項に、労働者の団結権及び団体交渉権の保障を規定した。<sup>(3)</sup>産業復興法の基本的な考え方は、独禁法の適用がある程度緩和して、経営者の結合を認めると同時に、労働者の団結権を認めて、両者の協力により産業の復興をはかるうとすることであったが、この第七条(a)項の規定は組合組織運動に大きな刺激を与えた。<sup>(4)</sup>

##### 三 全国労働委員会下の労働運動

全国産業復興法第七条(a)項の解釈について労使の間に見解の相違があり、やがて紛争が生じた。ルーズベルトは一

九三三年八月五日に、労使各三名の委員と委員長となる公益委員一名をもって全国労働委員会 (National Labor Board) を組織し、ワグナー氏を委員長に任命した。この委員会のもとで罷業の解決、解雇労働者の復職、交渉単位決定の投票、正式代表者による団交、協約の締結などは好調なすべり出しを示し、地方委員会も設置されたが、その後二、三の有力会社が委員会の命令を無視したために、機能に狂いを生じた。一九三四年二月の行政命令により、委員会の命令に違反した場合は全国復興局に通報して、全国産業復興法のもとで企業が与えられた諸権利を取り消すと同時に、事件を法務長官に移管することになったが、委員会自体は法的制裁力をもっていなかった。<sup>(5)</sup>

他方、一九三四年にはトレド、サンフランシスコ、ミネアポリスをはじめ、その他の重要都市で組合の承認や御用組合の廃止要求に端を発する争議が続発し、十六の州では軍隊が出動し四十名の死者を出すという不祥事件が起きた。そのうえ委員会は、自動車工業の罷業の阻止に失敗したので、ますます威信を失った。<sup>(6)</sup>

#### 四 全国労働関係委員会下の労働運動

このような状態に対処するため、一九三四年六月十六日に三名の専門委員から構成される全国労働関係委員会 (National Labor Relations Board) が新たに組織された。<sup>(7)</sup> 同委員会は、御用組合に対して正式の交渉単位でないという裁定をくだしたが、委員会には裁定を強制する法的権限がなく、全国復興局または法務長官に問題を移管するという組織になっていたもので、以前の全国労働委員会とあまり違いがなかった。<sup>(9)</sup>

#### 五 組合組織運動不振の原因

産業復興法の第七条(a)項には、労働者の団結権及び団体交渉権が認められていたが、これに應ずる義務が経営者に課せられていなかった。<sup>(10)</sup> また、御用組合が禁止されていなかったので、経営者はこれを育成して正規の労働組合に対

抗<sup>(11)</sup>、組合切崩し戦術としてスパイ、ブラックリスト、暴力団などを公然と使用した。組合が結成され、罷業にはい  
った場合は、いわゆるモーホーク・パレー方式<sup>(12)</sup>と呼ばれる戦術で罷業を打破したりなどした。

他方、組合側でも、AFLは過去何回かの組織運動に失敗した苦い経験から、職能別組合組織方針を変更して積極  
的な組織運動に乗り出す気力がなかった。従って各産業における組合加入者は、従来通り直轄混合組合 (Federal La-  
bor Union) に臨時的に加盟させ、これをその職能に従って職能別全国組合に配属するのであるが、そのため組合相互  
間に管轄権争いが絶えなかった。このような組合内部の紛争も組合運動不振の原因であったが、<sup>(13)</sup>経済の回復が、はか  
ばかしくなく、そのため失業者の数がさほど減少しなかったことも、他の原因であった。

そのなかにあって、炭鉱労働組合、国際婦人服労働組合、合同被服労働組合などは、いずれも組合運動に長い経験  
をもち、また有能な組合指導者がいたので、産業復興法の組合団結権、団体交渉権を保障する第七条(a)項の規定を最  
大限に活用して、急激な発展をとげた。炭鉱などは公正競争規約を制定し、石炭の生産及び価格の統制を行なったの  
で、<sup>(14)</sup>経営者の競争条件が均等化され、それが組合の発展を著しく促進した。被服産業は経営規模が小さいために過当  
競争に悩まされてきたが、公正競争規約を制定して、その規約を守る業者の製品にブルー、イーグルの証紙を添付す  
ることにより、<sup>(15)</sup>規約の厳守に効果をあげ、それが組合運動の促進に役立った。

- (1) I. Bernstein, *The New Deal Collective Bargaining Policy*, 1950, pp. 8-9.
- (2) I. Bernstein, *The Lean Years*, *op. cit.*, pp. 391-415.
- (3) National Recovery Act, Sec. 7(a).
- (4) R. W. Fleming, "The Significance of the Wagner Act", M. Derber and E. Young, ed., *op. cit.*, pp. 126-127.
- (5) D. O. Bowman, *Public Control of Labor Relations, A Study of the National Labor Relations' Board*, 1942, pp. 28-35.

- (9) A. M. Schlesinger, Jr., *The Coming of the New Deal*, Vol. II. The Age of Roosevelt, pp. 389-396; B. Karsh and P. L. Gannan, "The Impact of the Political Left", M. Derber and E. Young, ed., *op. cit.*, pp. 98-100.
- (7) D. O. Bowman, *op. cit.*, pp. 40-45.
- (8) 御用組合員は一九三三年の一二五万人から一九三五年には二五〇万人と急激に増加した。National Industrial Conference Board, *Collective Bargaining Through Employee Representation*, p. 6. 一九三五年労働統計局は五九二〇の御用組合員について調査したところによれば、経営者と労組を組織しようとする組合は僅かに一五パーセントに過ぎず、それも最も重要な賃金や労働時間に関する条項は全然無しの組合だ。U. S. Bureau of Labor Statistics, *Monthly Labor Review*, XLI (Dec., 1935), pp. 1450-1451.
- (6) F. Winney, *Government and Collective Bargaining*, 1951, pp. 204-205.
- (10) ヴンナーは全国労働委員会の委員長時代に、立法のこの不備の点を痛感したので、ヴンナー法とは不同労働行爲の規定を挿入したのだから。J. W. Madden, "Birth of the Board", L. G. Silverberg, ed., *The Wagner Act: After Ten Years*, p. 35.
- (11) B. Rauch, *The History of the New Deal*, 1944, p. 132.
- (12) Mohawk Valley Formula. ノンユニオン会社は組合戦術として信用した方法が会社側では町全体の生活が会社に依存している。町全体の機関をあげて会社を擁護する。特に罷業の場合、市民委員会を組織して組合に対抗し、警官護衛の下に復職行進で罷業を打破するのである。この方法が他の企業でも使用されるようになった。R. C. Wilcock, "Industrial Management's Policies Toward Unionism", M. Derber and E. Young, ed., *op. cit.*, p. 293.
- (13) R. R. R. Brooks, *op. cit.*, pp. 54-56.
- (14) L. Wolman, *Ebb and Flow in Trade Unionism*, 1936, p. 102. 一九三五年 Bituminous Coal Conservation Act の制定により販売機関が設けられ、価格及び労使関係が統制されるようになった。Ibid., pp. 150-152.
- (15) Ibid., pp. 103-104.

## 五 ニューデール後期の労働運動

### 一 全国労働関係法

ニューデール政策と労働運動

産業復興法第七条(a)項の規定は、組合に団交権を付与したが、経営者がそれに応ずる義務を規定しなかつたために、経営者は御用組合を育成して組合運動を妨害した。まもなく産業復興法は違憲の判決を受けたが、全国労働委員会の委員長として、同法の欠陥を痛感していたワグナー氏は、旧法の第七条(a)項に代わる全国労働関係法(National Labor Relations Act) 通称ワグナー法(Wagner Act)を起草するにあたって、とくに不当労働行為の規定を設け、その不備を補<sup>(1)</sup>じた。

ところで、ワグナー氏の基本的な考え方は、恐慌の原因が富の分配の不平等に基づく過剰投資と過少消費にあるとの認識に立って、組合の交渉力を強化して分配の不平等を是正し、労働者の有効需要を増大することが、経済の安定的發展に不可欠の条件である<sup>(2)</sup>というのである。従って、ワグナー法は組合の交渉力を法的に強化し、労使交渉力の均衡をはかるために、経営者側のみに不当労働行為の規定を設けたのである。そしてまた、健全な組合運動は共産主義その他の革命運動に対する最善の防波堤であるとも考えていたのである。

## 二 全国労働関係委員会

全国労働関係法を運用する行政機関として、三名の専門委員よりなる全国労働関係委員会を設置したが、全国産業復興法のもとで、全国労働委員会または全国労働関係委員会が、みずからの決定について、法的強制力をもたなかつた欠陥をおぎなう権限を新しい委員会に与えた。委員会は交渉単位の決定及び不当労働行為の摘発という、ふたつの重要な機能をもつが、委員会の監督のもとに行なわれる投票において、多数を得た組合に全従業員を代表する交渉権を法的に与え、また労働者に保障された権利の行使の妨害、御用組合に対する物的その他の援助、組合員に対する差別待遇、労働者が委員会に提訴したという理由で行なう差別待遇、組合の団交申込に対する拒否など、経営者に禁止

された不当労働行為を摘発し、その決定を強制する法的権限をもつた。<sup>(3)</sup>

### 三 A F L の組合組織政策と C I O の挑戦

A F L は結成の当初から職能別組合が中心であつてその後、産業別組合も加盟したが、それは例外的であつた。産業復興法第七條(四)項の規定により、組織運動が活発に展開されるようになるにともない、一九三三年十月ワシントンで開かれた A F L の大会に、組合組織方針に関するいくつかの決議案が提出された。そのひとつは金属労働組合部門の提案で、既存の職能別組合が管轄権をもつ職種の熟練労働者は、直轄混合組合への加盟を禁止すべきであるといふのであつた。これはいうまでもなく A F L の職能別組合の伝統を厳守すべきであるといふ主張である。これに対し、全国婦人労働組合連盟その他から出された決議案は、自動車、繊維、ゴムのような大量生産工業では職能別組合は不適當なので、より機能的な産業別組合を組織すべきであるといふのである。委員会では審議の結果、職能別組合主義を厳守すべきであるといふ提案を多数で支持し、大会もこれを承認した。<sup>(4)</sup>

翌年サンフランシスコにおける A F L の大会にも、組合組織に関する十二の決議案が提出され、激論のすえ一種の妥協案として自動車、ゴム、セメント、ラジオ、アルミニウム等の組合に認可を与え、また既存の職能別組合の管轄権を侵害しないという条件つきで、製鉄業の組織化を強く進めるといふ決議が採択された。<sup>(5)</sup>

ところが、A F L の主脳部は、大会後大量生産工業とくに製鉄業の組織化について、なんらなすところがなかつたので、炭鉱労働組合長ルイスを初め産別組合主義者は、決議が実行されなかつたことについて、一九三五年の A F L 大会で、主脳部の責任を追求した。これに対し職能別組合主義者は、産別組合に対し認可を与えることは、A F L と加盟組合との間に締結された管轄権に関する契約違反であると反論した。<sup>(6)</sup>そして投票の結果、産別組合の主張が否決

されたので、産別組合主義者は同年十一月九日炭鉱組合の本部で産業別組織委員会 (Committee for Industrial Organization) を結成し、ルイスを委員長に選び、独自の資金と運動方針に基づき産別組織運動に乗り出した。<sup>(7)</sup>

#### 四 CIOの組織運動

AFLのグリーン会長は、CIOのこのような行動はAFLの統制を乱すものであると警告したが、CIOはこれを無視して組織運動につき進んだので、CIO所属組合を会員権停止処分にした。<sup>(8)</sup> その結果、一九三六年のAFLの大会に、CIO系の組合代表は全部欠席した。その後、双方から委員を選出して紛争の解決につとめ、<sup>(9)</sup> 労働長官や大統領まで調停に乗り出したが、いずれも失敗し、そのうえ一九三七年のAFL大会は、執行委員会の決定したCIOの除名を確認したので、CIOも一九三八年十一月産別組織委員会を解散し、産別組織会議 (Congress of Industrial Organization) を結成し、ここに労働陣営は完全に分裂するに至った。<sup>(10)</sup>

CIOは重要産業ごとに組織委員会を構成して、活発な組織運動に乗り出した。CIOの組織運動における最初の成功は、自動車工業である。自動車工業の労働者は、季節的一時解雇という雇用の不安定性、低賃金、スピード・アップ、労働力の短期老令化など、特殊な問題をかかえていた。<sup>(11)</sup> 自動車工業にはAFL系の組合も組織されていたが、これに不満をもつ者がCIO系の組合を結成して、一九三七年一月に、ゼネラル・モーターズ社の工場で「すわり込み」という新しい戦術<sup>(12)</sup>を採用した。会社側は、すわり込みは財産権の侵害であるとして、警察力によりこれを追い出そうとしたが、失敗したので、州知事に州兵の出動を要請した。しかし知事は流血の惨事を予見してこれを拒否した。会社側は万策つきて、ついに合同自動車労組 (UAW) を承認し、これと労働協約を締結したのであるが、<sup>(13)</sup> これはCIOの組織運動で画期的な事件であった。というのは、これが契機となって、これまで極端な反組合政策をとって



たUSスチールが、罷業を行わずにルイスとテラーとの頂上会談で鉄鋼組織委員会を承認し、これと協約を締結したからである。ゼネラル・モーターズ社及びUSスチールが組合を承認した後も、自動車工業及び鉄鋼業では強力に抵抗した会社もあつたが、しだいに組合を承認するようになった。

自動車工業で成功を収めたすわり込み戦術は他の産業にも波及したが、経営者はもちろん世論もこれを非難し、その後裁判所が財産権の侵害として非合法の判決を下してからは、CIOもこの戦術を放棄した。しかしその後、自動車、製鉄をはじめ、炭鉱、繊維、被服、ゴムなどの産業にも、CIOの組織運動は急速に広がり、組織労働者の数においてはAFLをしのぐに至つた。いづれにしても、職能別組合に比して産別組合の増加率が大きくなつたことは、後者が未組織の産業に組織されたこともその理由であるが、組合組織形態がより適していたからである。

## 五 共産党と労働運動

一九一九年に組織された共産党は、労働組合教育連盟を中心として既存の組合内部にフラクシオン活動をし、これを共産化することを基本的な運動方針とした。ところが、一九二八年ソ連の第一次五カ年計画の開始とともに、第三インターナショナルは既存の組合に対立する共産党系の独立組合を組織する方針に転換し、労働組合統一連盟を中核体として、これを推進した。この対立組合は炭鉱、自動車、被服、海運等に組織されたが、その勢力は最盛期でも十  
二万内外に過ぎなかつた。しかし、一九三五年ソ連の政策が再び平和共存の共同戦線に変更されたので、組合運動もフラクシオン活動による組合浸透作戦に転換した。

ルイスのイデオロギーは、彼が伝統的に共和党の支持者であつたところから見ても反共であり、共産党もまた彼を攻撃した。しかし、ルイスは、ソ連の政策が共同戦線に変わった時でもあり、共産主義者でも有能で熱心なオルグで

あれば、これをC I Oの組織活動に利用すべきであり、かれらに組合が支配される心配はないという自信があったので、相当多数の共産黨員またはその同調者をオルグに使用した。<sup>(23)</sup>そのため、四十のC I O系の組合のうち十以上の組合は共産党の支配を受けたし、<sup>(24)</sup>州や都市の地方協議会にも共産党に支配されるものが多かった。<sup>(25)</sup>共産黨員が少数にもかかわらず組合を支配し得たのは、一般組合員は組合に対し無関心であるのに、黨員は会議には必ず出席するし、事前に作戦を練るといっわけで非常に熱心であったからである。<sup>(26)</sup>

炭鉱組合や鉄鋼組合のように有能な指導者をもつ組合は、共産黨員をオルグとして利用し、不用になればこれを追放できたが、一九四九年から翌年にかけてC I Oから除名された十一の組合は有能な指導者がおらず、または新たに組合が組織されたので、オルグとして使用した共産黨員がそのまま居すわって、組合を支配するようになったのである。<sup>(27)</sup>

共産黨員は単に組合のオルグとして活躍しただけでなく、全国労働関係委員会の重要な地位にもつき、委員会が交渉単位や不当労働行為の問題を取扱う場合は、C I O系の組合に事前に内通し、あるいは有利な裁定を下すこともあった。それが表面化して、委員や職員が更迭されたという事実もあった。<sup>(28)</sup>

しかし、左翼組合指導者にとつた組合政策、すなわち(1)団体交渉に専門家の使用、(2)組合政治活動の重視、(3)人種的差別の撤廃、(4)組合の組織戦術・運営戦術等は、その後のC I O及びA F Lの組合組織並びに運営に大きな貢献をなした。<sup>(29)</sup>

## 六 農業労働者の組合運動

共産党は労働組合統一連盟の指導の下にかんづめ及び農業労働産別組合を組織していたが、一九三五年に共産党の

方針が対立組合から再び人民戦線運動に転換されたので、農業及び農村労働者統一全国委員会が、労働組合統一連盟に代わってAFLの直轄混合組合を組織し、一九三六年までにその数六十二に達した。そこで、独立全国組合の認可をAFLに申請したが、認められなかった。<sup>(30)</sup>カリフォルニア州では農産加工関係の労働者がCIOの指導の下に組織され、一九三七年七月デンバーで大会を開きCIOに加盟したが、<sup>(31)</sup>その後、農業労働者の組織運動は、経営者の反対とAFL系組合とのなわ張り争いのために、あまり発展しなかった。CIOはその後、農業労働者の組織運動を断念し、加工部門の組織運動に重点をおいたが、共産党員をオルグに使用したので、経営者の強力な反対にあい、不成功に終わった。<sup>(32)</sup>

他方、アーカンサス、オクラホマを中心に、一九三四年社会党が組織した小作農民組合は、一九三七年に組合員三万を越え、CIOに加盟したが、政治的な圧力団体的活動に主力を注いだので、CIOは組合に対する統制を強化した。<sup>(33)</sup>そのため大半の支部組合はCIOを脱退して、AFLに加盟したが、その時は、組合員僅か三千名で、そのなかには小作人も少数いたが、大部分は綿作農場の労働者であった。しかし、その後も圧力団体的行動をしていた。<sup>(34)</sup>

農業労働者間に組合運動が発展しなかった理由としては、農業労働が多様である上に、未熟練労働であるため代替が容易であること、また農業労働の季節的性格のために雇用が不安定であり、かつ低賃金のため組合を維持するに足る組合費の徴収も困難であり、これに加えて経営者の組合に対する反対が強いことなどがあげられる。<sup>(35)</sup>

## 七 組合運動発展の原因

ニューディール後期に組合組織運動が飛躍的に発展した主要原因は、いうまでもなくワグナー法の制定である。ワグナー法には不当労働行為の規定が設けられて、経営者の各種反組合活動が禁止され、<sup>(36)</sup>全国労働関係委員会が交渉単

位の投票による決定、及び不当労働行為を取り締まる法的権限をもつようになり、このことが組合運動を著しく促進させた。

つぎに、一九三六年の大統領選挙におけるルーズベルトの大勝利は、ニューディール政策に対する国民の支持の表明であるとして、大統領がその支持にこたえるために革新政策を強力に推進したことも、組合運動の進展によい条件となった。さらに一九三七年に大審院がワグナー法に合憲の判決を下したことは、ゼネラル・モーターズやUSスチールの組合承認とあいまって、組合組織運動の発展にいっそうの拍車をかけることになり、経営者も長年もちいてきた各種の反組合政策を、放棄せざるを得なくなった。<sup>(37)</sup>

ニューディールの後期において、アメリカ労働運動史上のどの時期にも例をみないほど、組合員が急激に増加したのは、このような理由によつたのである。

- (1) M. Edelman, "New Deal Sensitivity to Labor Interests", M. Derber and E. Young, ed., *op. cit.*, pp. 186-187; B. Rauch, *op. cit.*, p. 132.
- (2) A. M. Schlesinger, Jr., *op. cit.*, pp. 401-404.
- (3) D. O. Bowman, *op. cit.*, pp. 69-82; B. Mitchell, *op. cit.*, p. 278.
- (4) J. O. Morris, *op. cit.*, pp. 179-180.
- (5) AFL, *Proceedings*, 1934, pp. 586-587; F. R. Dulles, *op. cit.*, p. 293.
- (6) *Ibid.*, pp. 293-294.
- (7) *Ibid.*, p. 295.
- (8) AFLの規約によれば、加盟組合の除名は大会の三分の二の決議を必要とするが、CIOは三分の一以上の投票数があったのち、AFLの執行委員会が、会員権停止処分にした。E. Levinson, *Labor on the March*, 1956, pp. 120-129.
- (9) AFL及CIOの委員は和解について殆んど話し合いがしたが、ルイスの反対のため決裂した。P. Taff, *The A. F. of L.*

*From the Death of Gompers to the Merger, 1959*, pp. 195-199.

- (9) J. O. Morris, *op. cit.*, p. 269.
- (11) C. A. Madison, *American Labor Leaders. Personalities and Forces in the Labor Movement, 1950*, p. 373.
- (12) Sit-down strikeはGM以前シヨーンのホーム工場でも使用されたが、GMの争議では、この戦術で組合が勝利を得たので有名にされた。J. G. Rayback, *op. cit.*, pp. 353-354.
- (13) F. R. Dulles, *op. cit.*, pp. 303-306.
- (14) 画氏の頂上会談が成功した背後には、リットン・グの仲介のあったとを扱っている。D. R. Richberg, *Labor Union Monopoly, A Clear and Present Danger, 1957*, pp. 42-55.
- (15) ノーキーはCIOに対して最後まで頑強に抵抗したが、一九四一年五月の全国労働関係委員会の投票で、合同自動車労組(UAW・CIO)は多数で団益権を獲得した。L. G. Silverberg, "Detroit: 'The Battleground'", L. G. Silverberg, *The Wagner Act: After Ten Years*, p. 85.
- (16) F. R. Dulles, *op. cit.*, pp. 306-307.
- (17) 一九三八年末にAFLは三四〇万人、CIOは三七〇万人となり、CIOはAFLに劣った。J. G. Rayback, *op. cit.*, pp. 355-361. ただし組織運動中に組合加入申込書に署名したものを全部組合員と数えるか、または組合費を納入した者のみを数えるか、組合員数は異なるが、後者を基準とすればAFLの方が多し。M. Derber, "Growth and Expansion", M. Derber and E. Young, ed., *op. cit.*, pp. 3-5.
- (18) 全国産業復興法による組合の増加率は職能別組合が「三パーセント」、混合産別組合が九四パーセントであるのに炭鉱労組「被服労組は三三パーセント」であった。J. R. Walsh, C. I. O. *Industrial Unionism in Action, 1937*, p. 29.
- (19) H. A. Mills and R. E. Montgomery, *op. cit.*, pp. 178-179.
- (20) M. M. Kampelman, *op. cit.*, pp. 7-9.
- (21) J. Barbash, *The Practice of Unionism, 1946*, pp. 326-329.
- (22) D. J. Saposs, *Communism in American Unionism, 1959*, pp. 9-15; J. A. Wechsler, *Labor Banon, A Portrait of John L. Lewis, 1944*, pp. 122-125.

- (32) *Item.*
- (32) M. M. Kappelman, *op. cit.*, p. 4.
- (32) *Ibid.*, p. 55.
- (36) *Ibid.*, pp. 251-252.
- (37) B. Karsh and P. L. Garman, "The Impact of the Political Left", M. Derber and E. Young, *op. cit.*, pp. 104-105; 2  
 47'自動車業を電機業に比し組合の組織を強うするの要件を述べた。D. J. Sapos, *op. cit.*, pp. 221-222.
- (38) B. Karsh and P. L. Garman, "The Impact of the Political Left", M. Derber and E. Young, ed, *op. cit.*, pp. 108-111.
- (38) *Ibid.*, pp. 114-115.
- (39) W. Galenson, *The CIO Challenge to the AFL. A History of the American Labor Movement, 1935-1941*, 1960, p. 632.
- (41) E. Levinson, *op. cit.*, 1956, p. 241.
- (32) W. Galenson, *op. cit.*, pp. 632-633.
- (33) E. Levinson, *op. cit.*, p. 241.
- (34) W. Galenson, *op. cit.*, pp. 633-634.
- (35) U. S. Bureau of Labor Statistics, *Labor Unionism in American Agriculture*, Bull. No. 834, 1945, p. 21.
- (36) 不当労働行為の規定は、経営者だけでなく、組合に対しても同様で設けらるべきであるという意見は、マクナリー法制定前時からあ  
 ったが、これはマクナリー法に表現された。L. MacDonald, "The National Labor Relations Act", *American Economic Review*, Vol. 26, No. 3 (Sep. 1936), p. 425.
- (37) M. Derber, "Growth and Expansion", M. Derber and E. Young, ed, *op. cit.* p. 11.

## 六 労働運動の性格の変化

### 一 労働者意識

AFLは結成の当初から、熟練労働者を中心に職能別組合を組織して、賃金を引き上げ、労働条件を改善し、高率

の入会金及び組合費を徴収して、組合員相互間の相互扶助のプログラムに組合活動の重点をおき、他の一般労働者に対する同情がなく、一種の労働貴族的意識をもっていた。しかし、CIOの運動は熟練労働者のみならず未熟練労働者、婦人、年少労働者等を含む全労働者階級を産業別に組織しようとするもので、全労働者階級の利害の一体感にその基礎をおくものである。共産党系の一部少数の組合の中には、階級闘争的イデオロギーの影響を受けたものもあつたが、CIO全般の理念は、資本主義体制下において、労働者階級全体の生活水準を向上させ、福祉社会を実現しようとするものであり、労働者意識においてAFLとの著しい差異がある。

## 二 組合機構

二十年代は技術が急速に変革し、特に流れ作業を中心とする大量生産工業においては、従来熟練工に代わり半熟練労働者が主要な労働力となり、婦人労働者も増加するようになった。このような大量生産工業における組合機構は、経営者に対する交渉力という点からも、また労働者階級の利害の一体感という点からも、産業別組織が職能別組織よりも適当であつたので、そのためにCIOの運動は驚異的な発展をとげた。<sup>(1)</sup>

## 三 政治活動

AFLが経済活動に主力をそそいできたのは、三権分立制度の下で、保守的な最高裁の違憲判決により、進歩的労働立法が阻止された苦い経験にもとづくのであるが、一九三六年にCIOが中心となって組織した労働者無党派連盟(Labor's Non-Partisan League)の運動がルーズベルトの再選に大きな影響をあたえ、またニューヨークのレーマン知事やラグアーディア市長の当選が、アメリカ労働党の運動によるものであり、さらにCIOが外郭団体として組織した政治活動委員会<sup>(3)</sup>(Political Action Committee)が著しい成果をあげたので、AFLもこれにならって労働政治教育

連盟<sup>(4)</sup> (Labor's League for Political Education) を組織し、経済闘争と平行して政治闘争を行ない、労働立法の改善により組合の交渉力を強化し、労働者の地位の向上をはかるに至った。<sup>(5)</sup>

#### 四 人種問題

AFL系の組合の中には、組合規約で黒人を正式の組合員として認めないものや、黒人のみに別個の組合を組織し、組合費は平等に負担させるが、代表権は制限するという差別待遇をするものがあつた。黒人組合として初めてAFLに加盟を許された寝台車ポーター組合長ランドルフは、AFLの大会ごとにこの差別待遇の不当を訴えた。このため黒人問題調査委員会が設置され、この委員会は差別待遇の改善を勧告した。ランドルフはその後AFLの大会ごとに差別待遇の具体的実例をあげて、その是正に大きな効果をあげた。<sup>(6)</sup>

これに対しCIOは、最初から人種平等の政策をとつた。これは自動車や鉄鋼のような大量生産工業や被服産業には、多数の黒人労働者が働いているので、實際上これを差別することが困難であつたという理由もあつたが、CIOはAFLのような特権階級的意識をもたず、人種、信条、国籍のいかんを問わず、すべて平等な労働者階級の一人として取り扱うという原則に基づくものであつた。こんにちAFL・CIOが、組合員に対する人種の差別を認めていないのは、このCIOの人種平等政策におうところが大であるといわなければならない。

#### 五 組合指導者

AFLの創立者コンパースは四十年間の長きにわたつて会長をしていたし、後継者のグリーンも三十年近く会長の地位を占めていた。その他、AFL系の有力組合の組合長も、同様に長年組合長の地位を独占していたものが多く、従つて高年令でかつ特権階級的意識をもつ者が多かつた。



これに対し C I O の指導者は、少数の高年令者を除いて、若い年令層の者が多く、A F L とは異なる指導原理をもっていた。すなわち、かれらは労働者階級全体の一体感に立ち、職種・熟練・人種・性の差別なく、全労働者を産別組合に組織することに情熱をもっていた。そして労働教育に力を入れ、民主的組合を確立するとともに、経営者との団交や協約の締結、その他組合の組織や運営に、法律家、経済学者、統計学者、会計士などの専門家を使用して、組合運営の近代化と合理化につとめた。このようにして C I O の指導者は、労働運動の指導理念ばかりでなく、組合の組織や運営の方法にも新風を吹きこんだ。

## 六 組合幹部の汚職

建築、輸送、映画、鮮魚などにおける組合幹部の汚職は長い歴史をもっているが、汚職が大規模に行なわれるようになったのは、禁酒時代に密造酒などで暴利をむさぼっていた連中が、禁酒法の撤廃で労組に着目するようになってからである。アルカポネのような暗黒街の大ボスが、暴力団を使用して組合の支配権を掌握し、組合のボスと結んで暴利を分配するというやり方に抵抗した組合指導者中には、暴力団員の犠牲になった者も多かった。一九三二年頃シカゴの組合の約三分の二が暴力団に支配されるか、これに献金していたといふことである。<sup>(7)</sup>

暴力団と結託して罷業を防止したり、低賃金や劣悪な労働条件を組合員に甘受させることを条件に経営者から収賄したり、組合の基金を私利のために流用したりする組合幹部が A F L 系の組合にはあったが、A F L では加盟組合の自治権を口実<sup>(8)</sup>にこれを積極的に阻止することはしなかった。

C I O は組織の当初からこの汚職の問題を重視し、加盟組合に対する統制を強化したので、C I O 系の組合にはこの種の汚職事件は少なかった。C I O のこのような姿勢は、ニューデール以後の労働運動にまで影響をおよぼし、

こんにちAFL・CIOは倫理的実践綱領をもつに至っている。

- (1) 労働組合の構造的変化を示す指標としては、一九二九年における組合の組織率は(一)建設業、(二)交通運輸及び公益事業及び(三)製造工業がそれぞれ二五パーセントであったが、一九三九年には(一)大量生産工業四〇パーセント、(二)建築業及び(三)交通運輸がそれぞれ一五パーセントとなった。M. Derber, "Growth and Expansion", M. Derber and E. Young, ed., *op. cit.*, pp. 17-18.
- (2) 一九三六年の大統領選挙にはAFL及びCIO系の五九の組合が一〇〇万ドルの選挙費用を献金したが、その半額は炭鉱労組からの献金であった。W. Galenson, *op. cit.*, p. 606.
- (3) Sidney Hillmanを委員長として一九四三年結成された、ルーズベルトの因襲に活躍した。J. G. Rayback, *op. cit.*, p. 385.
- (4) タフト・ハートレー法の撤廃を目標に結成された。*Ibid.*, p. 400.
- (5) ワグナー法を初め一連の労働保護立法は、ルーズベルトと労働陣営との政治的提携により実現されたのであるから、このような立法を維持し、さらに発展をすためには、「自立主義」を放棄し、政治活動を重視しなければならぬ。P. H. Douglas, "American Labor Relations Act", *American Economic Review*, Vol. 27, No. 4, (Dec. 1937) p. 760.
- (6) W. Galenson, *op. cit.*, pp. 625-631.
- (7) I. Bernstein, *op. cit.*, pp. 338-339.
- (8) *Ibid.*, pp. 340-341.

七 七 七

ニューディールの労働政策が、労使間の交渉力を均衡させ、労働階級の有効需要を増大させて、景気の回復をはかることに究極の目的をおき、それを実現するために、労働者の団結権と団体交渉権の保障を、一貫して進めたのにもない、労働運動はあたらしい生気をあたえられた。

労働組合員数が飛躍的に増大しただけでなく、大量生産工業という新分野の組織化に成功し、そこでの生産関係に

応じた新しい産業別組織の形態を生み、熟練労働者を中心とする従来のせまい意識や活動領域をこえて、労働者の連帯感にもとづく政治活動への進出や、人種的差別の撤廃や、旧式のボス支配にまつわる汚職へのきびしい態度や、総じて労働者の民主制の進展に質的な発展をとげた。

こうした労働保護法制と、それにささえられた労働組合の量的増大と質的変容とは、契約自由の原則を固守して、組合運動をさまざまに続けてきた巨大資本の陣営が、労働組合を民主的な社会制度のひとつとして受け入れ、対等の労働慣行を確立するみちを開いた。

ヨーロッパの先進国にくらべて、それらはあまりにおくれて到達した目標であったが、おくれげながらニューデールの労働運動がはじめてなしとげたところに、その成果のアメリカにおけるかがやかしい意味があった。

(一九六三・一二・二〇)